

# 豊明市行政評価制度「施策」評価票

施策評価票番号

51

## 1 施策の概要

1-1 施策の名称	財政運営			基本施策コード	6 2 3
1-2 担当	部	市民生活部	課 又は施	総務防災課	評価票作成者 総務防災課長 神谷元弘
1-3 総合計画における施策の体系	節	計画推進「効率的で顧客志向の行政経営」			
	項	行政経営			
1-4 施策の目的	健全な財政運営が行われるとともに、財産の有効かつ健全な有効活用を図ることで収入の確保に努め、また施設運営にかかる行政経費を明らかにすることで、その受益に応じた負担の適正化に努める。				

	平成22年度評価 (前期の成果)	平成27年度評価 (全期間の成果)
担当課評価	A	
総合評価	A	

施策評価の判定基準

- A : 施策の目的を効果的に達成しているので継続する
- B : 施策推進の実手法等に改善の必要がある

1-5 総合計画における基本成果指標	基本成果指標名	前期(平成18年度~平成22年度)			全期間(平成23年度~平成27年度)			指標の定義
		目標値(単位)	実績値(単位)	達成率(%)	目標値(単位)	実績値(単位)	達成率(%)	
	普通財産売払い率	32.0(%)	12.5(%)	4(%)	72.0(%)			全体売払い筆数25筆を毎年売却することとした売払い率を表す指標

## 2 施策の担当課による評価結果

評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	既存事業の構成や優先順位の考え方、新規事業の必要性の考え方	施策の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度	土地や金利の上昇により、景気回復に伴う土地の需要の変化に応じた財産の有効活用に対して期待感が高まる。	使用料改定においては、4年に1度のサイクルで改定についての検討をしているため、通常と通りの事業として捉え、売払い事業については、新規事業であるが市民ニーズは低いものの、財政収益としては貢献度が高いと考えている。	両事業においては、財政収益に直接係わるものがないものの、平成19年度から実施する売払い事業の根幹をなすものを整備したことについては、大いに評価できるものとする。
平成19年度	"	"	今年度は、1件の市有地譲渡申請の申出があり、書類審査並びに売払い単価も決定し、土地特会の経理事務も合法的に明確化したので、平成20年度早々に市有地売買契約を締結するに至ったことは、評価できる。
平成20年度	景気回復を期待していたが、世界的不況の状況下において土地や金利の上昇は望めない現状において、景気回復後の土地の需要の変化に応じた財産の有効活用に対して期待感が高まるが、現在の状況では土地を安価な値段で売却するのは、時期尚早の感がある。	今回は使用料原価の算定方式を、従来の現行モデル(行政財産目的外使用料からの算出)と新地方公会計制度を踏まえた改訂モデル(行政コスト計算書からの算出)の2パターンで算出し検討を行い結果的に使用料改訂を見送ったが、施設ごとにより時期、料金の改訂検討をすることが現実的であり適正な受益者負担のルールと思われる。	1件売却できるものと期待していたが、譲渡申請者から取下申請が提出されたことは、当方の努力が報われず大変残念でありまた調整区域内の土地を売却することの困難さを痛切に感じた。
平成21年度	"	"	今年度は、1件の口頭による市有地譲渡申請の申出があり、土地特会の経理事務により一般競争入札のため、平成22年度予算要望をし土地鑑定評価を平成22年度早々に発注する予定である。
平成22年度	・景気回復を期待していたが、現在の状況下において土地や金利の上昇は望めない現状において、景気回復後の土地需要の変化に応じた財産の有効活用に対して期待感が高まるが、現在の状況では土地を安価な値段で売却するのは、時期尚早の感があるが、土地管理費の支出が困難となり、売却の方針で決定され本年度から売却をしていく。 ・土地特会の経理事務により一般競争入札とし、不動産鑑定評価を取り広報及びホームページで入札参加者を公募し入札実施した。		
平成23年度	現在、土地や金利の上昇は望めないが、景気による土地需要の変化に応じた財産の有効活用に対して柔軟に対応しながら、売却の方針の決定従い、本年度も引き続き売却をしていく。		
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

